

事務所だより

第36号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所

京都市伏見区

助成金を活用しよう！

第一回

助成金の種類と概要

今月から十二回にわたって、厚生労働省とその関連する独立行政法人、財団法人を通じて支給される助成金や奨励金、給付金（以下、助成金等と記載します）について紹介します。

『タダ』で
せうめん！
助成金等は、誰に何の目的で支給されるのでしょうか。

例えば、事業主（※1）に対して雇用の安定を目的に支給される助成金等があります。労働者を雇用する、あるいは雇用し続けることで事業主が負担した経費の一部を国が支援しよう、というものです。

主な助成金の種類

厚生労働省等が支給する助成金等は、相当数あります。

事業主に対して雇用の安定を目的に支給される助成金等で五〇種類以上、労働者に対して支給される助成金等で一〇種類以上あります。支援の目的毎に大きく分類して左図にまとめましたので、参照してください。

なお、受給申請にあたり、いくつかの注意が必要です。

まず、事前に計画書提出が必要な助成金等があり、これを忘れるとそもそも申請自体できません。また、助成金等に毎に受給申請期限が異なっていますので、うっかり申請漏

れのないようにしましょう。

さらに、支援の目的に応じて、ハローワークや労働局、独立行政法人等の申請窓口が異なりますので、郵送で申請する場合には誤送付のないように注意しましょう。

（※1）支給金等により、事業主の要件が異なります。

（※2）原則として、雇用保険一般被保険者である（在職者）こと。

例外として、雇用保険一般被保険者であった（離職者）ことを、含める支給金もあります。

支給対象者	支援目的
助成金等	労働者
	事業主

メールでご相談の方

メールアドレス
k-fujita@k-fujita-sr.com

FAXでご相談の方

FAX番号
075 (571)8611

相談ご希望の方は、連絡先・生年月日・性別・できるだけ具体的な相談内容を記載の上、左記の方法でご連絡ください。
お客様の個人情報、弊所の個人情報保護方針に基づき厳重に管理いたします。

※受付のみとさせていただきます。
回答は、受付日の翌々営業日となります。

二十四時間受付（※）
しています

★ ★ 年金事務所や年金相談センターに
行く時間が無い方
遠くへ行けない方
ぜひご利用下さい

万が一のことがあっても、黙って待つだけでは年金を受給することはできません。

「ねんきん」
無料相談受付中

児童手当拠出金とは、児童手当等の支給に必要な費用に充てるための拠出金のことです。拠出金は、厚生年金保険の被保険者を雇用する事業主が全額負担します。

拠出金の額は、厚生年金保険の被保険者一人ずつの標準報酬月額と標準賞与額に、児童手当拠出金率を乗じて算出された額の総額です。

児童手当拠出金率

現行	平成24年4月分 (5月納付分) から
0.13%	0.15%

例)		
Aさん	標準報酬月額	20万円
Bさん	同上	28万円
Cさん	同上	9万8千円

《計算式》

$20万円 \times 0.15\% + 28万円 \times 0.15\% + 9万8千円 \times 0.15\% = 867円$ (拠出金額)

- 五月十一日
- 児童福祉週間
- 「厚生労働省・地方自治体」一〇日
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
- 労働保険一括有期事業開始

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

本年四月份（五月納付分）から 児童手当拠出金率が改定されます

Q 当社は、京都府下の事業所です。今年4月から従業員全員に昼食の補助を行っています。給与計算上で注意する点を教えて下さい。

現物支給は、給与扱い？

A 昼食など食事の補助を現物で行う場合、現物給与として扱われることがあります。なぜならば、同じ現物給与であっても、①給与として課税される要件と②社会保険料の対象となる現物給与の要件が異なるからです。

まず①ですが、次の二つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。

(1) 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。

(2) 次の金額が1か月当たり3,500円（税抜き）以下であること。（食事の価額－（役員や使用人が負担している金額）

この要件を満たしていなければ、食事の価額から役員や使用人の負担している金額を差し引いた金額が給与として課税されます。

②では、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（厚生労働省告示）または健康保険組合が規約で定めた現物給与の価額で換算し、標準報酬月額や標準賞与額（社会保険料額や傷病手当金等の給付額の基になる額）を算出します。

ただし、告示額等の3分の2以上に相当する額を食費として被保険者から徴収している場合は、現物給与とはなりません。

以上の点を踏まえて、給与計算及び社会保険に関する届出を行ってください。

《例》 食事の価額：350円、本人負担額：180円、月20日支給の場合

・①の要件に当てはまっているか

(1)より $350円 \times 1/2 = 175円 < 本人負担180円$ (半分以上)

(2)より $(350円 - 180円) \times 20日 = 3,400円 < 3,500円$
よって、給与として課税されない。

・②の要件に当てはまっているか

ただし書きより $350円 \times 2/3 = 233.3\cdots円$

3分の2以上は234円 > 本人負担180円 (3分の2未満)

社会保険に関する届出に現物による支給として記載する。

編集後記

七年越しの人蔭ガジュマルが巨大化してきたので、何か所も大枝と根を切り詰めて仕立て直しました。

一ヶ月ほど室内に置いていたところ、新芽が！。大手術にもかわらず、植物の生命力に驚嘆しています。

(きん)

- 届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
〔労働基準監督署〕
- 三十一日
- 健保・厚生保険料の納付
〔郵便局または銀行〕
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
〔公共職業安定所〕